埼玉県立さきたま古墳公園利用規程

（趣旨）

第１ この規程は、埼玉県立さきたま古墳公園（以下「公園」という。）の安全な利用を確保

　 するため、埼玉県都市公園条例第8条で定める行為の禁止、第9条で定める行為の許可のほ

 か、同条例第12条の規定に基づき、利用者の遵守すべき事項及び知事の指示する事項を定

 める。

（遵守事項）

第２ 公園利用者は、公園利用にあたって次に定める事項を遵守しなければならない。

 １ ゴミは各自で持ちかえること

 ２ トイレはきれいに大切に使うこと

 ３ 休憩施設はゆずり合って使うこと

 ４ 大声で騒ぐなど他人の迷惑となることはしないこと

 ５ 園内では、犬にリードをつけ、フンは始末する袋類を持参し持ちかえること

　６ 園内では係員の指示に従うこと

（指示事項）

第３ 公園利用者は次の行為をしてはならない。

 １ 大音量でマイクや楽器を使用すること

 ２ 不用品等の不法投棄をすること

 ３ 施設の木に登ったり池や川の中に入ったりすること

 ４ 駐車場内で遊ぶこと

 ５ 球技等の競技やチーム練習すること

 ６ 駐車場、レストハウス、あずまや等の施設を長時間に渡り独占的に使用すること

　７ 公園内でバーベキューを行うこと

　８ 公園内での喫煙行為

 ９ 次のものを公園に持ち込むこと

 ・銃・刀剣類（モデルガン、木刀、竹刀を含む）

 ・ブーメラン、弓矢、パチンコ、スケートボード、ローラースケート

 ・無線操縦のエンジンまたはモータ-付き模型

 ・小型無人機

 ・ゴルフ及びホッケーの用具、テニスラケット

 ・その他、他の利用者に危険や迷惑を及ぼすと思われる物品

（施行期日）

第４ この規程は平成23年7月1日から施行する。

　　 この規程は平成27年6月9日から施行する。

　　 この規程は令和2年4月1日から施行する。